

NPO法人の会計処理

小林 陽 治

はじめに

NPO法（Non Profit Organization・特定非営利活動促進法）が市民活動のための法人制度創設の緊急性から、民法34条の特別法として平成10年12月に施行された。この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的に制定された。

ボランティア精神に基づき、同じような価値観を有する人々が非営利活動を目的に協同して設立するNPO法人は、人々の自己実現意欲を発揮する場として社会から大きな期待が寄せられ、国民のニーズに応じてNPO法人制度が定着し、発展していく法的な基盤が整備された。

NPO法人は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に財産目録、貸借対照表や収支計算書等を作成し、事務所に備え置くとともに、所轄庁に提出する。また、自主的な財政基盤の強化のためには、事業や財務内容についての適正な運用と検証、情報公開による透明性の確保が求められる。そのためには専門的知識を有する職業専門家による援助が必要である。

NPO法人が行う民間非営利活動は、活力ある経済社会を構築していく上で、大きな役割を果たしていくことが期待される。このような観点から、NPO税制について、平成15年度税制改正において、パブリック・サポート・テストの割合を1/3以上から1/5以上に引下げられた。ただし、この税制は、平成15年4月15日から3年間の時限措置であり、平成18年4月1日以降の申請は、

もとの1/3に戻される。とはいえ、優遇措置の対象となる認定NPO法人の要件の緩和をはじめとする大幅な見直しが行われた。

平成17年1月末現在、設立認証を受けたNPO法人数は約20,350法人、このうち、認定NPO法人は約25法人となっている。

認定NPO法人が少ない理由の一つとして、経理についてのディスクロージャー等が必要なところ、経理への対応やバックアップ体制が不十分であると考えられる。こうした状況を踏まえて、NPO法人の会計処理問題について研究した。

1 会計の必要性と目的

NPO法人にとって、資金提供者（会費や寄付金を支払った人）に対して、その資金がどのように使われたのかを報告することは当然の義務である。また、法人化により今まで自由に出来ていた事が営利法人以上に規制される。さらに法律に基づいた税務・労務への対応が求められる。ゆえに、きちんとした会計報告を行うことが重要である。このことは、NPO法人存続のため次年度の会費や寄付金の募集に繋がることとなる。

さらに、外部関係者の認識すべき対象として、労力の提供という形で寄付を行っているボランティア等があげられる。これらの人々に会計報告を通じてNPO法人の活動を十分に理解してもらうことは必要である。透明性のある会計報告は、将来の会員、寄付者、ボランティアの獲得に繋がると考えられる。

また、法人自体としても会計報告を通じて法人の活動を客観的に把握し評価することにより、単なる過去の報告として終えるのではなく、次年度以降の効率的かつ合理化された活動に活かすことができる。これらを達成するため、一定のルールに従った会計というものが重要と考える。

2 NPO法人の会計の現状

公益法人には、会計に関する基準として公益法人会計基準や学校法人会計基準等があるが、NPO法人にはそのような基準が今のところ定められておらず、

作成する事業報告書の様式も定められたものはない。

しかし、基準や様式について具体的な規定がないからといってどんなものでも良いというのではなく、メンバー（社員）や寄附者といった法人に関係する人たちへの説明、資金の合理的・効率的利用といったNPO法人における会計の目的を果たすように、各法人が適切な会計処理方法を採用する必要がある。

NPO法人の会計処理方法として、公益法人と同じような処理をすることが考えられるが、現行の公益法人会計の処理の中には、全てのNPO法人に当てはめるには複雑すぎるものがある。

また、NPO法人は、活動の内容や規模が公益法人に比べて多様であり、会計処理はそれぞれのNPO法人に合った処理方法を選択することが望ましく、NPO法人の活動内容の変化や、税法の改正等に対応できるような会計処理方法が必要となってくる。

現状におけるNPO法人の会計処理方法としては、法人の規模等によって分類すると大きく3つのケースが想定される。

(1) 公益法人会計を選択するケース（大規模な法人）

資産等を多く所有しており、専門知識のある経理担当者がいるような大規模なNPO法人では、公益法人に近い会計処理を採用することになる。この場合は、当然に複式簿記を採用することが望ましい。

(2) 企業会計を選択するケース（中規模な法人）

専門知識までは持っていないが、一般企業で経理をしていたことのある会員が存在する場合や、中小規模のNPO法人の場合には、経理担当以外の会員や寄附をする側の人の多数が理解しやすい等の理由から、普通法人の企業会計に近い処理方法を採用するケースがある。この場合も企業会計の例にならって複式簿記を採用することが望ましい。

(3) 簡易的な会計処理を選択するケース（小規模な法人）

上記のような経理担当者がいない場合や、小規模であるため取引が少ない場合、あるいは現金預金の入出金を中心であるような場合には、簡易的会計

処理として現金出納帳、預金出納長を記帳して書類を作成する。この場合には、複式簿記が強制されるわけではないが、「記帳の網羅性」、「記録の検証可能性」、「記録の秩序性」から複式簿記によることが望ましい。

現状ではまず「きちんと記帳をすること」ですませているケースが大部分であるが、法第27条は「正規の簿記の原則」による記帳を求めているのであるから、税理士は情報公開並びに税法遵守の見地から適正な会計処理を指導する必要がある。なお、いずれのケースもいったん採用したら会計処理の基準を合理的な理由なく、みだりに変更すべきではない。

3 作成すべき会計書類等

NPO法人が作成する書類として、①事業計画、②事業報告書及び財産目録・貸借対照表・収支計算書（以下「事業報告書」という。）があり、②の事業報告書等については、毎事業年度必ず作成しなければならない。

この事業報告書等は、毎事業年度が始まってから3カ月以内に前事業年度の事業報告書等と役員名簿等（役員名簿及び社員のうち10名以上の名簿）を作成し、これらを翌々事業年度末まで、主たる事務所に備え置くことが必要である。社員その他の利害関係人から事業報告書等、役員名簿等、定款等（定款もしくは認証もしくは登記に関する書類の写し）について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がない限り閲覧させなければならない。（法28）

また、これらの事業報告書等、役員名簿等、定款等に変更があった場合は、毎年1回所轄庁（都道府県知事、2カ所以上の都道府県に事務所を設置する場合は内閣総理大臣（法9））に提出し、所轄庁は、請求があった場合は3年間分のこれらの書類を閲覧させることとなっている。（法29）

このほか、正規の簿記の原則に従って記帳し作成することが求められることから（法27）、仕訳帳並びに総勘定元帳は作成されていることが望ましく、そのためには、現金出納帳をはじめとする補助簿類も整理・記帳することが必要である。

4 NPO法人の会計基準

NPO法では第27条に会計の原則、第5条で区分経理、第28条、第29条で情報公開について規定している。

(1) 会計の原則（法27）

NPO法第27条では、次の3つの会計処理に関するルールが定められている。

〔正規の簿記の原則〕

「正規の簿記の原則」の具体的な内容まで法律では規定されていないが、正規の簿記の原則を構成する要件として、一般的には「記録の網羅性」、「記録の検証可能性」、「記録の秩序性」の3点があげられる。

NPO法人の作成する会計帳簿は上記の要件を満たしていることが必要である。その記帳方法として単式簿記を採用するか、複式簿記を採用するかは、法人が取引先の状況を考慮して選択すれば良いことになっている。

職業会計人が関わる場合においては複式簿記によることが求められる。

〔真実性・明瞭表示の原則〕（法27条第3号）

この原則は、まず財産目録等の計算書類が会計帳簿に基づいて誘導的に作成されていること、さらに作成された計算書類が法人の財産や収支の状況に関して真実の内容を表示していること、また、計算書類の勘定科目や様式などが、利害関係者等の判断を誤らせないように明瞭であることが求められている。

〔継続性の原則〕（法27条第4号）

この原則は、NPO法人が選択可能な会計処理方法の中から一旦採用した方法は、正当な理由がない限り変更することができず、継続して適用することを求めている。

これは、認められる会計処理の方法が複数ある場合、年度ごとに法人の意思で自由に変更が可能であるとした場合、各決算の比較が困難になり、

意図的に会計情報を操作することが可能となるからである。

(2) 特別会計の区分経理（法5）

NPO法人は本来の特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、特定非営利活動に係る事業以外の事業（「その他の事業」）を行うことができ（法5①）、その他の事業に関する会計は特定非営利活動に係る事業に関する会計と区分して、特別の会計として経理しなければならないとされている。（法5②）

NPO法人の活動は、NPO法上におけるその他の事業の定義と法人税法上の収益事業の定義との相違により、活動は次の4パターンに分類されることから、この4つの取引を区分できるように記帳する必要がある。

NPO法上 法人税法上	特定非営利活動	その他の事業
非収益事業	イ	ロ
収益事業	ハ	ニ

その他の事業の区分経理は、帳簿だけでなく貸借対照表、収支計算書等の計算書類もそれぞれ別々に作成することが望ましい。

なお、特別会計を設けたときは、一般会計と特別会計を分けてそれぞれ決算書を作成するほか、全体の状況を把握するために、全体の統括表としての決算書を作成することが望まれる。

5 認定NPO法人に求められる経理の適正性

認定NPO法人とは、NPO法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であること、並びに公益の増進に資することにつき「認定要件」を満たすものとして、国税庁長官の認定を受けたNPO法人をいう。（措法66の11の2③）

この認定NPO法人になると、受け入れた寄付が所得控除の対象となるなどの特例措置が与えられる。（注1）

(注1) 認定NPO法人制度による税制上の特例措置

① 個人が支出した認定NPO法人への寄付金に対する特例措置

個人が認定NPO法人に対して、その認定NPO法人の行うNPO法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄付（その寄付をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）を行った場合には、当該寄付に係る支出金を特定寄付金とみなして寄付金控除の適用を受けることができる。（措法41の19）

a) 特定寄付金 — 1万円 = 寄付金控除額

b) 特定寄付金の額の合計額が、その年分の総所得金額等の合計額の25%に相当する金額を超える場合には、その25%に相当する金額から1万円を控除した金額が寄付金控除額になる。

※ 控除の必要条件・・・認定NPO法人の証明書の添付又は提示

(所令262①、所規47の2③)

② 法人が支出した認定NPO法人への寄付金に対する特例措置

法人が認定NPO法人に対して、その認定NPO法人が行う特定非営利活動に関連する寄付金を支出した場合には、その寄付金と特定公益増進法人に対する寄付金との合計額に対し、一般の寄付金に係る損金算入限度額とは別に、同額の損金算入限度額が設けられているので、その算入限度額の範囲内で損金算入が認められる。（措法66条の11の2②）

なお、認定NPO法人に対する寄付金と特定公益増進法人に対する寄付金との合計額が損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般の寄付金と合わせ、一般の寄付金に係る損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められる。

a) 損金算入範囲の金額は損金算入

b) 損金算入範囲内を超える金額は一般の寄付金との合計額で、損金算入範囲内で損金算入

(資本等の金額×0.25%+所得額の2.5%) × 2分の1 = 損金算入限

度額

※ 控除の必要条件・・・寄付金を支出した事業年度の確定申告書に明細書を添付し、認定NPO法人の証明書の保存が必要（法法37⑨、法法規24ニ、措規22の12⑩）

③ 相続人等が認定NPO法人に贈与した相続財産等に対する特例措置

相続又は遺贈により財産を取得した者（平成13年10月1日以後に相続又は遺贈により財産を取得した者に限る。）がその取得した財産を相続税の申告期限までに認定NPO法人に対して、その認定NPO法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄付をした場合には、その寄付をした者又は親族等の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となる場合を除き、その寄付をした財産の価額は相続又は遺贈に係る相続税の課税価額の計算の基礎に算入されない。（措法70①⑩）

ただし、当該寄付を受けた認定NPO法人が認定NPO法人に該当しなくなった場合には、特例措置は適用されない。（措法70②⑩）

※ 控除の必要条件・・・相続税の申告書の記載とともに、認定NPO法人が、特定非営利活動に係る寄付であること、財産の明細、寄付年月日、その財産の使用目的を記載した書類を添付しなければならない。

④ 認定NPO法人へのみなし寄付金制度の導入

認定NPO法人については、公益法人と同様に、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業のために支出した金額を、その収益事業に係る寄付金の額とみなす「みなし寄付金」制度が導入された。

認定NPO法人が、法人の内部間で寄付をおこなった場合、収益事業に属する資産からの非収益事業のために支出した金額は寄付金とみなさ

れる。(法法37⑤、措法66の11の2①)

⑤ 国税庁の行う情報公開

国税庁長官は、認定NPO法人が認定申請の際に提出した申請書及び事業年度終了後に認定NPO法人から提出を受けた事業報告書などの書類について閲覧の請求があった場合には、所轄税務署において、これを閲覧させることとされている。

閲覧対象書類は、「申請書」、「事業年度終了後の報告」及び「助成金及び海外送金等の報告」により認定NPO法人から提出された過去3年分の書類となる。

認定NPO法人になるための認定要件として、経理の適正性が求められており、経理の適正性とは次の2つの要件を満たすこととされている。

① 帳簿書類の備え付け、記録及び保存の状況が一定の基準を満たしていること又は公認会計士の監査を受けていること。(措規22の12⑫)

帳簿書類の備え付け等が一定の基準を満たしていない場合は公認会計士の監査が必要であるが、一定の基準に達していれば必要ない。

この「一定の基準」とは、法人税法上の青色申告法人と同様のレベルとされている。したがって税理士が通常の間理に関して、複式簿記による記帳を指導し会計並びに帳簿の保存を指導している場合は、公認会計士の監査は必要ない。

② 支出した金銭でその費途が明らかでないものがあること、その他の不適正な間理が行われていないこと。(措規22の12⑬)

具体的には使途不明金、使途秘匿金などで、これらに限らず不適正な間理をしてはならない。

6 事業計画と予算の作成

事業報告書等については提出義務があるのに対し、収支予算書及び事業計画

書は、設立時及び事業の変更を伴う定款変更認証申請時に必要とされており、その他の場合には所轄庁に提出する義務はない。

しかしながら、資金を獲得し有効に活用するというNPO法人の特性から、地方公共団体のように与えられた予算を費消しながら活動するという姿勢では十分な活動が期待できない。

そこで、義務として課せられていないことから予算や事業計画を作成する必要があるという訳ではなく、活動の計画や目標を立て、寄付者、補助者に対して説明を行うことは、結果報告である決算や事業報告書等と並んで重要である。総会（または理事会）等の権限ある機関において、毎年、事業計画と予算をたて、これに沿った活動をすることは、安定した法人運営を行うために必要である。

7 事業計画書の記載事項と収支予算書の作成

事業計画書は、事業目的達成のために各事業年度で実施する事業を具体的に記載したものであり、収支予算書はこの事業計画を財政的に裏付けるものである。

NPO法人は、まず計画に賛同する外部の者から資金を調達し、その資金を有効に使って計画を誠実に実行することが求められることから、事業が予算によって裏付けられていることが必要である。

事業計画や収支予算書の様式は、特に定められているわけではないことから、それぞれ独自に作成することとなる。

8 財産目録・貸借対照表及び収支計算書

財産目録・貸借対照表及び収支計算書は、事業報告書とともに毎事業年度必ず作成しなければならない。

(1) 収支計算書

NPO法人は、収入（資金の増加）と支出（資金の減少）を報告するため、

これらを記した収支計算書を作成する。

例えば、借入金による入金企業会計では収益にならないが、収支計算では資金の入金として処理される。同様に、固定資産の取得では、企業会計では、耐用年数にわたって費用化されるが、収支計算では、購入の時点で資金の支出があったものとして処理されることになる。

(2) 資金

「資金」とは、公益法人においては「原則として現金預金及び短期金銭債権債務をいう（公益法人会計基準別表1 次期繰越差額取扱要領）」と規定するとともに、具体的な選択は各法人に委ねられている。（同基準第8計算書類の注記）

NPO法人においても、各法人で「資金」の範囲を決定し、定めた資金の範囲による収支計算書等を利害関係者に公表することとなる。

資金を現金預金に限定すると、例えば「分割払い」等の時には、未払金を入れておかないと明瞭な処理ができなくなるなど、現金預金の収支だけでは当該事業年度の活動等の内容と資金の動きが一致しないこととなる。（資金の範囲については、昭和61年公表の日本公認会計士協会公益法人委員会報告第6号を参照）

(3) 貸借対照表及び財産目録

NPO法人には、「正規の簿記の原則」に従った経理が求められている（法27）ため、貸借対照表を作成することにより財産管理を行う。

NPO法人の経理自体は損益計算ではなく収支計算であることから、収支計算書と貸借対照表の資産、負債とは関連性がないところが出てくる。

そこで、財産を管理するためには公益法人と同様、貸借対照表とあわせて「正味財産増減計算書」を作成して財産目録を作成することが望まれる。

法的には「正味財産増減計算書」の作成が要求されているわけではないが、貸借対照表が情報公開を前提としている限り、その正確性の検証は必要であり「正味財産増減計算書」を基に、貸借対照表を補正して財産目録を作成す

ることが論理的に望ましいとされる所以である。

9 企業会計との相違点

企業会計とNPO法人会計との相違点として、①損益概念と収支概念、②減価償却、③利益処分が挙げられる。

(1) 損益概念と収支概念

企業は一般的に株主その他から得た資金を使って利益をあげることが期待されていることから、企業会計では利益のもととなる収益と、それに費やした費用に関する報告、すなわち損益計算書を作成している。

一方、NPO法人には剰余金を留保することが目的ではなく、活動のために調達した資金（収入）と、活動に要した資金（支出）の流れに関心が向いており、そのためNPO法人会計では、「資金」の動きを記載した収支計算書を作成することになる。

例えば、借入金による資金の増加は、企業会計では収益ではないので損益計算書に記載されないが、NPO法人会計では資金の増加として、原則的には収支計算書に報告される。

また、固定資産の購入額は、企業会計では耐用年数によって費用化されるが、NPO法人会計では購入額を支出として報告することになる。

このように、収入とは資金の増加であり、支出とは資金の減少となる。

(2) 減価償却

企業会計では収益費用対応の原則から、固定資産の取得価額は耐用年数にわたって減価償却費として費用化されるが、NPO法人会計では強制されていない。

非営利組織の減価償却の必要性について議論のあるところであるが、近年の傾向として非営利組織であっても、営利企業のような独立採算型、資金獲得型の活動を行っているNPO法人の場合には、減価償却が求められるようになってきている。

NPO法人が減価償却を行う場合、企業会計のような収益費用の対応という観点よりも、将来固定資産を取り替えるための資金の留保、または適正な財産価値の表示といった観点からなされるものである。

(3) 利益処分

企業では剰余金について利益処分が行われるが、NPO法人では剰余金は外部に流出することなく、次期以降の活動に充てられる。

10 実際の会計処理

(1) 特殊な経理処理（一取引二仕訳）

収支計算、正味財産増減計算及び貸借対照表計算の3つの計算を、複式簿記を用いて同時に行うことになると必然的に一取引二仕訳ということが起きる。一取引二仕訳（「切り返し仕訳」ともいう。）は、収入支出同士・収入支出でないもの同志の移動では生じないが、収入支出科目と収入支出でない科目との交換取引の時に生ずる。貸借対照表の固定資産等の勘定科目が関係する時に生じると考えられる。

《一取引二仕訳の例示》

次の例において、Aの例で①の仕訳だけでは車両（Bでは備品）を購入（売却）したことがわかるが、予算執行として収支計算に入らない。②の仕訳によって予算執行が行われ、正味財産増減計算書の増加額（減少額）の欄に記載されることになる。

また、二つの仕訳がなされていれば、次の例のように借方科目同士、又は貸方科目同士で相手科目が入れ替わっても同じ内容である。

A 乗用車¥2,500,000を現金で購入した。

	借方科目	金額	貸方科目	金額
①	車両運搬具	2,500,000	現金預金	2,500,000
②	固定資産購入支出	2,500,000	車両運搬具購入額	2,500,000

B 帳簿価額¥300,000の備品を¥350,000で売渡し、現金を受け取った。

	借方科目	金額	貸方科目	金額
①	現金預金	350,000	備品売却収入	350,000
②	備品売却額	300,000	備品	300,000

※ここには、損益計算的発想はない。

仮に、正味財産増減計算書を作成しない場合であっても、少なくとも注記によって内容を明らかにすることが必要である。

なお、正味財産増減計算書を作成するにあたり、損益計算的な発想を持ち込むことも有益である。その理由は、①収支計算書では、支出したときのみの経理となり、支出の効果がいくつかの事業年度にわたるような場合は、減価償却費の計上により期間按分の処理ができる。②独立採算型・資金獲得型の活動である場合は、それぞれの活動の業績評価をすることができるからである。

これらの様式も法定されているわけではないので、それぞれのNPO法人において適宜な様式を設ければ良い。また、固定資産については税法上の基準、さらに減価償却の耐用年数については耐用年数等に関する省令にとらわれる必要はない。しかし、実務上において他に適当な基準が見つからない場合には、税法の基準をそのまま使用していることが多い。

《一取引一仕訳の例示》

平成16年10月14日に公表された新公益法人会計基準（以下「新基準」という。）は、広く一般的に用いられている企業会計の手法を可能な限り導入し、公益法人のディスクロージャー（財務情報の透明化）を充実させるとともに、事業の効率性を分かりやすく表示するとある。

公益法人会計は従来からその計算体系が複雑で分かり難いという批判があった。この問題を解決するために、企業会計的手法を採り入れることによって計算体系を簡素化することが可能になった。

すなわち、企業会計の手法の導入は一取引二仕訳から一取引一仕訳への変更となる。

日常的には企業会計方式での一取引一仕訳を行うと同時に、収支決算書作成のために精算表上で一取引二仕訳への転換を行い、借入金収入や借入金返済支出、固定資産購入支出等を計上する作業を行うか、あるいは予算差引簿を利用して収入・支出及び予算残高を管理することになる。

例 備品¥1,000,000を現金で購入した。

借方科目	金額	貸方科目	金額
備品	1,000,000	現金預金	1,000,000

精算表上での仕訳

借方科目	金額	貸方科目	金額
備品購入支出	1,000,000	備品購入額	1,000,000

このように精算表上での仕訳を追加して備品に関する支出を認識するか、あるいは備品購入支出の予算差引簿を利用して備品購入支出があったことを記録しておくことが必要になる。

この一取引一仕訳から一取引二仕訳への転換は、収支予算書上や予算差引簿で予算額と実際額の比較（予算管理）が必要であることから、最低限月次レベルで行うことが必要である。

※ このように、一取引一仕訳及び一取引二仕訳の仕訳方法があるが、いずれにしても、企業会計の一取引一仕訳だけでは処理しきれない面がある。

よって、最初から一取引二仕訳で処理した方が、後で処理する必要もなく、安心して会計処理を進めることができるという点で優れていると考える。

(2) 事業費と管理費の区分

収支計算書を作成する際に、支出の部において事業費と管理費を区分して計算書類を作成することにより、関係者により一層有用な情報を提供できる

ことになる。

事業費とは、NPO法人の事業目的のために直接要した支出で、管理費以外のものをいい、管理費とは、NPO法人の目的とする事業を管理するために通上要した支出をいう。

また、事業費と管理費のいずれにも区分が明確でない費用は、それぞれの科目に適した合理的な配賦基準を用いて事業費又は管理費に配分計上する。

この際に用いる配布基準としては、従事割合、使用割合、面積割合等がある。

(3) その他の事業を行っている場合の区分経理（法5）

特別会計の区分経理については、4「(2) 特別会計の区分経理」において記述したとおりである。

(4) 計算書類の作成上の注意点

企業会計方式で帳簿を作成している場合は、収支計算書への組替を必要とする。

収支計算書と貸借対照表との関連を示すため正味財産増減計算書を作成し、収支計算書の下に正味財産増減計算の部を設けるか、あるいは注記に記載する。

作成上の注意すべき点は、次のとおりである。

<財産目録>

- ① 表題を特定非営利活動、その他の事業などに分けて記載する。
- ② 定款にその他の事業の記載があるときは、当期に事業を行っていない場合も金額をゼロとして財産目録に記載をするか、事業報告書にその旨を記載する。

<貸借対照表>

- ① 表題を特定非営利活動、その他の事業などに分けて記載する。
- ② 定款にその他の事業の記載があるときは、当期に事業を行っていない

場合にも金額をゼロとして貸借対照表を作成するか、事業報告書にその旨を記載する。

- ③ 大科目については残高がゼロでも記載をする。

<収支計算書>

- ① 表題を特定非営利活動、その他の事業などに分けて記載する。
- ② 定款にその他の事業の記載があるときは、当期に事業を行っていない場合にも金額をゼロとして収支計算書を作成するか、事業報告書にその旨を記載する。
- ③ 大科目については残高がゼロでも記載をする。

<正味財産増減計算書>

- ① 資産以外に財産がある場合には、正味財産増減の部を作成する。
- ② 正味財産増減の部は、正味財産増加の部と正味財産減少の部に区分する。
- ③ 増加額合計と減少額合計を記載する。

<注 記>

重要な会計方針、資金の範囲、担保設定債務、次期繰越収支差額の内容、債務保証の内容などを記載する。

[文献]

- ・ 内閣府国民生活局『認定NPO法人制度』内閣府 2004-5 出版
- ・ 飯塚要監修、中田ちず子編『非営利法人の税務と会計』（大蔵財務協会）2001-12 出版
- ・ 非営利法人会計税務研究会編『非営利法人会計／税務ルール・ブック』（ぎょうせい）2000-10 出版
- ・ 日本税理士会連合会『税理士のためのNPO法人テキスト』2004-11 出版 p21~30、p39~40
- ・ 国税庁『認定NPO法人制度の手引』（改訂版）国税庁 2003-9 出版

NPO法人の会計処理

- ・ 田中義幸著『NPO法人の税務』（税務経理協会） 2003－7 出版
- ・ 内閣府国民生活局『特定非営利活動法人の設立及び管理・運営の手引』内閣府国民生活局
- ・ 都井清史『新公益法人会計基準』（税務経理協会） 2005－2 出版p 6、p84～p85
- ・ 堀田力『自分たちで作ろうNPO法人』（学陽書房）2003－9 出版